

番町小学校愛育会会則

平成6年12月16日施行
令和8年2月27日改定

第1章 名 称

第1条 本会は、番町小学校愛育会といい、事務所を番町小学校に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、第5条に定める保護者と教員等とが協力して番町小学校の児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3章 活動及び方針

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行なう。

- (1) 教育及び家庭教育に対する保護者と教員等の相互の理解と協力を努める。
- (2) 児童のためのよい教育環境づくりに保護者と教員等が協力する。
- (3) 児童の保護及び社会生活の指導を行なう。
- (4) 会員相互の親睦を図り、また、教育に関する理解を深め、教養を高める。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動を行なう。

第4条 本会は、民主的教育を本旨とする団体として活動し、本会又は本会の役員等の名において、前条の目的の範囲外の活動に関係を持たない。また、特定の政党又は宗教を支持し、又は、これに反対する活動を行なわない。

第4章 会 員

第5条 番町小学校に在籍する児童の保護者（父母またはこれに代わる者で、学校教育法第16条に定める者）及び番町小学校に勤務する教員等（校長、副校長、教諭）を会員とする。

第6条 会員は、本会則に特別の定めのある他、すべて平等の義務と権利とを有する。

第5章 役 員

第7条 1. 本会の役員は次のとおりである。

- (1) 会長1名（保護者1名）
- (2) 副会長4名（保護者3名、教員1名）
- (3) 経理4名（保護者3名、教員1名）
- (4) 書記4名（保護者3名、教員1名）
- (5) 会計監査委員2名（保護者2名）
- (6) 各部部長・副部長15名（保護者10名、教員5名）

2. 役員は兼任することができない。

3. 役員の定数は必要に応じて増減することができる。

第8条 役員の任期は1年とする。但し、役員は任期が過ぎても次期役員が決定するまではその職責にあるものとする。同じ職責の再選は2年を限度とする。ただし、複数・同一学年に2名以上の児童が在籍する場合、または愛育会役員会にて過半数以上の承認を得た場合限り、同じ職責の再選を3年限度とする。

第9条 役員に欠員が生じたときは、会長、副会長、経理、書記に関しては役員会がこれを選出した後、また各部部長・副部長に関しては各部会においてこれを選出した後、それぞれ運営委員会の承認を受け補充し、任期は前任者の残任期間とする。会計監査委員は欠員を補充しない。

第10条 本会は運営委員会の承認を得て顧問を置くことができる。

第11条 教員等以外の役員の選出は、次の手続きによって行なう。

- (1) 次期の会長、副会長、経理、書記及び会計監査委員は2月末までに、会長、副会長、経理、書記、学年学級(正)及び教員等若干名をもって構成する推薦委員会が推薦し、被推薦者の同意を得る。
- (2) 役員(但し、各部部長・副部長を除く)の候補者の追加推薦は、自薦他薦を問わず被推薦者の同意を得た後、総会において一般会員から行なうことができる。
- (3) 次期の各部部長・副部長は、運営委員会の各部会において互選によって推薦される。
- (4) 役員は総会において被推薦者の中より、出席会員によって選任される。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長

- ① 会長は本会を代表し、総会、役員会、運営委員会を招集し会議の議長となる。
- ② 役員会の承認を得て臨時委員会を設置し、また、その委員を委託する。
- ③ 前記①及び②の各会に出席して意見を述べるができる。但し、会計監査委員に対しては意見を述べることはできない。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 経理

本会の会計事務処理及び決算書の作成を行なう。

(4) 書記

総会、役員会、運営委員会の議事録作成及び管理並びに文書作成を行なう。

(5) 会計監査委員

本会の会計の監査を行なう。

(6) 各部部長、副部長、学年学級、学校行事、校外指導、地域活動、広報、その他の職務を分担する。

第6章 会計及び監査

第13条 本会の活動に要する経費は、会費、及びその他の収入によって支弁される。

第14条 会費の額は総会において決定され、教員等一人及び児童一人につき毎月一定額の金額を収めることとする。但し、事情によっては減免される。なお、会費の額は細則に定めるものとする。

- 第15条** 本会の資産は、第2章の目的の達成のため以外に使用してはならない。
- 第16条** 本会の資産の内、別途積み立て金会計よりの取り崩し支出については、その都度あらかじめ役員会の決議を得なければならない。
- 第17条** 本会の決算は、通常会計決算と別途積み立て金会計決算により構成される。
- 第18条** 前条に定められた決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第19条** 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第20条** 会計監査委員はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第7章 総 会

- 第21条** 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第22条** 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- (1) 定期総会は毎年度始めに聞き、次の事項を附議決定又は報告する。
- ①前年度の活動報告
 - ②前年度の決算の承認
 - ③本年度の活動計画の決定
 - ④本年度の予算の決定
 - ⑤運営委員の選任
 - ⑥役員を選任
 - ⑦会則の変更
- } 第11条 4号参照
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第23条** 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。
- 第24条** 総会の議決は、出席者の過半数で行なう。
- 第25条** 1. 会員は、代理人によって議決権を行使することができる。
2. 代理人は、会員に限る。
3. 代理人は、委任状によって、代理権を証することを要する。
- 第26条** 議決権は、保護者については一世帯につき1票とする。また教員については一人につき1票とする。

第8章 役 員 会

- 第27条** 役員会は、会計監査委員を除く本会の役員をもって構成する。
- 第28条** 役員会は、総会に提出する議案を作成する。
- 第29条** 役員会は、総会の議決した結果にしたがって本会を運営し、その責を負う。

第 9 章 運 営 委 員 会

- 第 30 条** 運営委員会は、各学級選出の運営委員、教員等、役員によって構成される。運営委員会に、学年学級、学校行事、校外指導、地域活動及び広報の各部を置く。
- 第 31 条** 運営委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 総会に提出する議案の原案を役員会に提出する。
 - (2) 必要ある場合に臨時総会の開催を求め、運営委員会が提出した議案について審議検討を要請する。
 - (3) 役員及び運営委員の欠員の補充を承認する。
- 第 32 条** 各学級は、毎年 4 月に行なう学級会において、所属部会を特定した運営委員を選出する。欠員が生じた場合はその学級において選出し、該当部会よりこれを役員会に届け出た後承認を受ける。
- 第 33 条** 運営委員の選出は、出席会員の過半数の同意によって行なわれる。但し、同一人が複数の部会の運営委員を兼任することは認めない。
- 第 34 条** 運営委員の任期は 1 年とする。但し、途中補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 章 学 年 会 及 び 学 級 会

- 第 35 条** 学年又は学級単位の会合を開く必要の生じた場合は、学年学級が担任教員と協議の上、会長の承認を得て、これを開くことができる。

第 11 章 臨 時 委 員 会

- 第 36 条** 臨時委員会は、会長から委嘱された事項について調査立案し、会長に提出する。
- 第 37 条** 臨時委員会の招集は、会長の承認を得て臨時委員会の委員長が行なう。
- 第 38 条** 臨時委員会は、その任務の終わった時、解散するものとする。

第 12 章 附 則

- 第 39 条** 校長は、学校管理上及び教育上必要がある場合には、すべての集会に出席して意見を述べることができる。但し、推薦委員会に出席して意見を述べること、及び会計監査委員に述べることはできない。
- 第 40 条** 本会の会則施行に関して、必要ある場合は運営委員会に諮り、細則や申し合わせを定めることができる。
- 第 41 条** 本会は学校の人事その他管理に干渉してはならない。
- 第 42 条** 本会則は平成 6 年 12 月 16 日より施行する。
- 第 43 条** 本会の運営に必要な細則は別にこれを定めるものとする。

1. 運営委員会には、本会の運営に関して次の 5 部を置き、下記の各所管事項の調査立案執行にあたらせる。
各部の運営委員は、会員の意見、要望等を幅広く聴取し、随時各部長を通じて、結果を役員会に伝達する。
 - (1) 学年学級部 児童および会員の教養・親睦に関すること。
会則第 35 条の手続きに準じ学級会・学年会を主催し当該学級及び学年の保護者の親睦を図ること、教育環境の整備に関すること、他の部の所管事項に属さないこと。
 - (2) 広報部 会報の発行および広報に関すること。
 - (3) 校外指導部 児童の校外生活および安全・環境に関すること。
 - (4) 学校行事部 学校定例行事等の手伝いをする事。
 - (5) 地域活動部 在校生の保護者として地域と協力し活動すること。
2. 部会は、部長が会長の承認を得てこれを招集し、その議長となる。
3. 総会の委任状は、会の決議に従い、定められた書式に従い、本人が自書するものとする。
4. 議長は原則として議決権を行使せず、可否同数のときは、議長が決する。
5. 会費は月額 500 円とする。
6. 本会における慶弔金の支給の基準等は次のとおりとする。
 - (1) 支給の事由は、次のとおりとする。
 - ①死亡
 - ②転任・退職
 - ③結婚・出産
 - ④疾病・災害
 - ⑤その他
 - (2) 弔問対象者及び弔問者の範囲は、以下のとおりとする。
 - ア. 弔問対象者の範囲は、以下のとおりとする。
 - (ア) 番町小学校に在籍する児童
 - (イ) 番町小学校に勤務する教員、主事
 - (ウ) 番町小学校に在籍する児童の保護者
 - (エ) 番町小学校または番町小学校愛育会の為にご尽力頂いた方
 - イ. 弔問者は原則として、以下のとおりとする。
 - (ア) (2)ア.(ア)(イ)の場合は、会長、副会長、役員とする。
 - (イ) (2)ア.(ウ)(エ)の場合は、会長又は副会長と学年学級部長とする。
 - (3) 弔慰金に関しては、以下のとおりとする。
 - ア. 弔慰金の金額及び支給の範囲は、別表のとおりとする。なお生花及び花環代は別途とする。
 - イ. 上記以外の場合は、弔電を打つこととする。
 - (4) 転任・退職・結婚・出産・疾病・災害に関しては、以下のとおりとする。
 - ア. 転任・退職の範囲は、番町小学校に勤務する教員、主事とする。但し、在職期間は 3 カ月以上の者とする。餞別金の金額は、別表のとおりとする。
 - イ. 結婚・出産の内、結婚の範囲は番町小学校に勤務する教員、主事とし、出産の額は別表のとおりとする。

ウ. 疾病の範囲は、番町小学校に勤務する教員、主事とする。但し、15 日以上 の休養を要する 場合とする。見舞金の金額は、別表のとおりとする。

エ. 災害に関しては、番町小学校に在籍する児童、番町小学校に勤務する教員、主事とする。 金額等は個々の事情を考慮の上、会長、副会長が協議し決定する。

(5) その他の慶弔時については、以下のとおりとする。

ア. その他、会長、副会長が特に必要と認めた慶弔時については、会長、副会長が協議の上、 出席し又は支給することができる。但し、支給の金額は3万円を超えない範囲とする。

イ. アの場合、事後、会長、副会長はすみやかに役員会で報告する。

(6) 慶弔に関する事由が発生したときには、次のように連絡するものとする。

(2)ア.(ア)(ウ)については、児童又は保護者から各クラス学年学級又は担任へ連絡し、担任から 副校長に連絡し、副校長から本会副会長へ連絡する。

(2)ア.(イ)については、副校長から本会副会長へ連絡する。

別表

	死亡	疾病	結婚	出産	転任・退職
児 童	2 万円				
教 員	2 万円	5 千円	1 万円	1 万円 (本人及び配偶者)	5 千円×年数 (3 万円を上限)
教員家族 (配偶者・子供)	1 万円				
主 事	2 万円	5 千円	1 万円	1 万円 (本人及び配偶者)	5 千円×年数 (3 万円を上限)
保 護 者	2 万円				
番町小学校・愛育会の 為にご尽力頂いた方	1 万円				

7. 愛育会サークルの取り扱いは、次のとおりとする。

(1) サークルが下記の条件を満たした場合には、愛育会サークルとして承認を受けることができる。

① メンバーとして、愛育会会員が 5 名以上おり、かつ過半数を占めていること。また、愛育会 会員以外のメンバーが、原則として番町小学校関係者であること。

② 愛育会会則に則り特定の政党、宗教を支持し、またはこれに反対する活動を行わないこと。

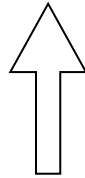
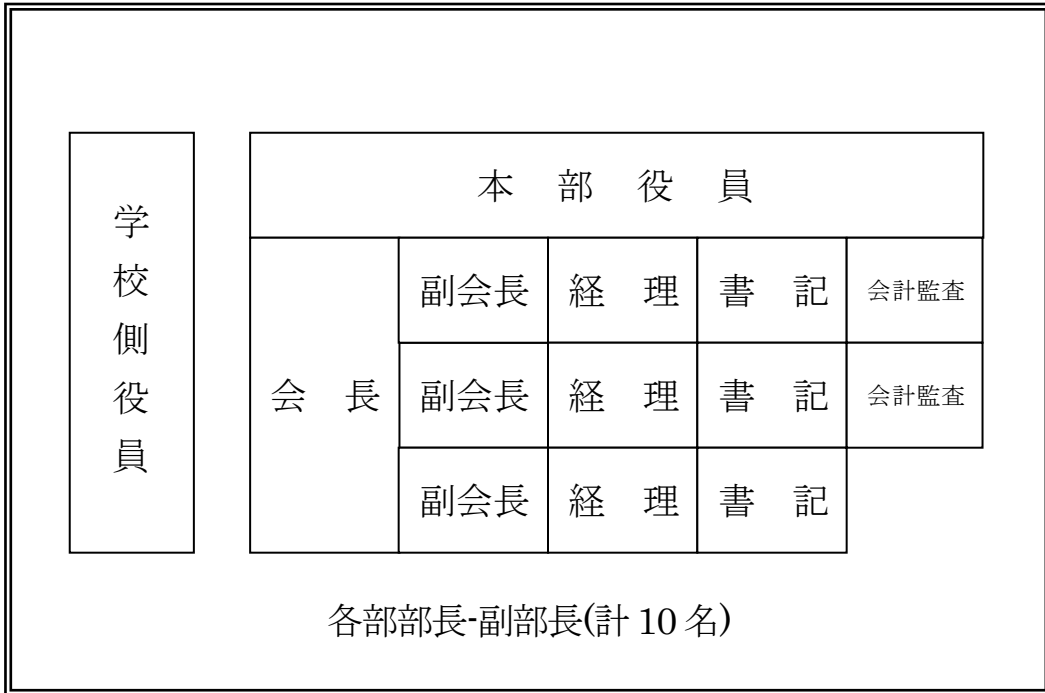
③ 活動実績が過去1年間に 12 回以上あること。

(2) 愛育会サークルとしての承認は、会長に申請し、役員会が行うものとする。

(3) 承認後に、第 1 項各号のいずれかの条件が満たされなくなった場合は、役員会で協議の上、承 認を取り消す場合がある。

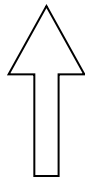
(4) 愛育会サークルは、愛育会の援助を受けることができる。

愛育会組織図



運営委員(各クラスより選出)

学年学級部	学校行事部	校外指導部	地域活動部	広報部
-------	-------	-------	-------	-----



愛育会会員

番町小学校に在籍する児童の保護者・勤務する教員等

◎本部役員の選出方法 全会員より募集→推薦委員会にて承認→総会にて承認→役員